

議会受付番号	鎌議第 1282 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（環境部資源循環課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第28条第3項の意義等

2 質問の要旨

① 今定例会に於いて鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例が、減免対象にストーマ装具の使用又は腹膜透析の実施により生じた家庭系一般廃棄物を追加する為に改正を行う条例が議会で可決されたことで改正される。

そもそも本改正には賛成の立場であるが、何故、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例には、第28条第3項第8号にはその他市長が特に必要と認めるときと定められているのに、わざわざ新たに1号を加えたのか。

② その理由と地方自治法に基づく要請、理念等に基づいた改正だったのか、否か、是であればその理由も含めて答弁を求める。

③ そもそも、この条例に係る「その他市長が特に認めるとき」とは、何を想定しているのか。その制度の背景とは何か。

3 答弁

①、②について

手数料については、地方自治法第228条に基づき条例で定めなければならないと規定されていることから、減免の規定についてもその対象を条例に規定しているものです。

今回改正した、ストーマ装具の使用又は腹膜透析の実施により生じた家庭系一般廃棄物は、既に規定している紙おむつと同様にごみの減量が困難であるものと判断できることから、新たに追加するもので、規定の方法も同様に1号追加するものです。

③について

「その他市長が特に必要と認めるとき」については、特に、内容に応じてその都度、減免するかどうか判断する必要がある場合を想定して規定しているものですが、具体的には、市が後援したイベント等で発生する一般廃棄物等について、減免しているところです。